

# 住宅改修工事等に補助します

(平成 30 年度筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修工事等補助金制度)

## 目的

筑紫野市では、地域経済の活性化及び市民生活の安定を図るため、市民が市内の施工業者によって住宅の改修工事を行う場合に、経費の一部を補助金として交付します。

## 補助の対象

◇ 補助対象要件（全てに該当すること）

- (1) 筑紫野市民であること。
- (2) 住宅の所有者であって、かつ、当該住宅に現に居住していること。
- (3) 世帯全員（18 歳以下を除く）に市税の滞納がないこと。
- (4) 本制度による補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- (5) 暴力団関係者でないこと

## 補助対象となる改修工事

◇ 市内の施工業者が請負う工事で、工事費が 10 万円以上（消費税等除く）のもので、平成 31 年 3 月 31 日までに工事が竣工し完了届が提出できる改修工事。

**必ず、補助金交付決定を受けてから、工事着工してください。**

◇ 工事の内容について

工事種別	工事内容
住宅改修工事	バリアフリー改修工事 手すりの設置、段差解消工事、滑り止め工事 等
	省エネ化改修工事 壁、床、天井等への断熱材の設置工事 等
	耐震補強工事 基礎部分補強工事、筋かい・構造用合板等による補強工事 等
	耐久性能改修工事 屋根・壁の塗装改修工事、壁・床・天井の改修工事 等
耐震改修工事	昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、耐震診断の結果、上部構造評点が 1.0 未満である木造戸建て住宅の改修について建物全体又は 1 階部分の上部構造評点が 1.0 以上になるよう補強する工事及びこれに伴う耐震設計（工事管理を含む。）

## 補助金の額

- ◇ 住宅改修工事に要した工事費（消費税等を除く）の 10 分の 1 に相当する金額で、10 万円を限度（千円未満切捨て）とする。ただし、他の住宅改修補助金（助成金）を受けた場合は、その補助対象となった工事費を除いた改修工事費が 10 万円以上のもの。
- ◇ 耐震改修工事に要した工事費（消費税等を除く）の額の 100 分の 60 を乗じて得た額（上限 60 万円）

## 補助申請の受付

- ◇ 平成 30 年 5 月 7 日（月曜日）から受け付けを開始いたします。  
※5 月 7 日のみ、第 14 会議室で受け付けします。（受付時間 9 時～17 時）
- ◇ 住宅改修工事と耐震改修工事を併せて申請することは出来ません。
- ※ 予算枠を超えたときは、その時点で受付を締め切ります。
- ※申請書等の様式は、筑紫野市ホームページからダウンロードできます。



お問い合わせは  
筑紫野市建設部建築課  
電話（092）923-1111



# 筑紫野市緊急経済対策事業住宅改修 工事等補助金交付申請の流れ

## 事前相談

※予定している改修工事や補助金交付制度について事前に相談ください。

## 交付申請

### 《必要書類》

- 交付申請書（様式1号）
- 世帯全員の記載された住民票
- 建物の所有者を確認できる書類の写し
- 世帯全員（18歳以下を除く）の市税の滞納がない証明
- 市内施工業者の発行する改修工事見積書の写し
- 改修工事設計書（図面等）
- 耐震診断の結果が分かる書類の写し及び耐震改修計画書（耐震改修工事をする場合に限り）

**【工事開始前に申請】**  
※市内に事業所を有する施工業者が行う改修工事であること。

補助条件合致

補助条件不一致

## 交付決定通知

## 不交付決定通知

工事の施工前・  
施工中・施工後  
の写真を記録す  
ること（各工程  
2～3枚）

工事内容に変更が生じた

変更申請（様式3号）には次の書類が必要です。  
※補助金の増額はできません。  
①変更後の工事見積書の写し  
②変更工事設計書（図面）

## 工事着手

## 工事変更申請

補助条件合致

補助条件不一致

## 変更承認通知

## 不承認通知

改修工事が完了したら  
工事完了届（様式5号）  
を提出ください。届には  
次の書類が必要です。  
①工事完了証明書  
（様式6号）  
②工事代金支払領収書  
の写し  
③施工写真（施工前、  
施工中及び施工後）

## 工事完了届

## 補助金請求

住宅改修工事等補助金請求書（様式7号）  
を提出ください。

## 補助金の交付